

公立大学法人北九州市立大学職員退職手当規則

〔平成17年4月1日〕
〔北九大規程第41号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人北九州市立大学職員就業規則(平成17年北九大規程第19号。以下「職員就業規則」という。)第75条の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。ただし、同規則第24条の2の規定により再任用された事務職員は除く。以下同じ。)が退職し、又は解雇された場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 職員が退職し、又は解雇されたときは、その者に対して退職手当を支給する。この場合において、その退職が職員の死亡によるものであるときは、当該職員の遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規則において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規則の規定による退職手当を受けべき親族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規則の規定による退職手当の支給を受けべき親族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該各遺族に等分して当該退職手当を支給する。

4 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる親族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規則の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

- 第2条の3 次条及び第6条の7の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)
並びに第11条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 職員(死亡による退職の場合にあっては、その遺族)が自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(一般の退職手当)

- 第2条の4 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の額は、次条から第6条の5までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の6の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

- 第3条 第4条、第5条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者が受ける公立大学法人北九州市立大学職員給与規則(平成17年度北九大規程第27号。以下「職員給与規則」という。)に規定する給料の月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の83.7
 - (2) 11年以上16年未満の期間については、1年につき100分の92.07
 - (3) 16年以上21年未満の期間については、1年につき100分の133.92
 - (4) 21年以上26年未満の期間については、1年につき100分の167.4
 - (5) 26年以上31年未満の期間については、1年につき100分の133.92
 - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の100.44
- 2 前項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。
- (1) 勤続期間1年以上11年未満の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上16年未満の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上20年未満の者 100分の90

(傷病等による退職の場合の退職手当の基本額)

第4条 負傷又は病気（以下「傷病」という。）により退職した者及び在職中死亡した者に対する退職手当の基本額は、前条第1項の規定により計算した金額にその100分の50以内に相当する金額を加算して得た額とする。

2 業務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、前条第1項の規定により計算した金額にその100分の100以内に相当する金額を加算して得た額とする。

(整理解雇等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職員就業規則第25条第3項の規定により解雇された者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条第1項の規定により計算した金額にその100分の100以内に相当する金額を加算して得た額とする。

(定年退職の場合の退職手当の基本額)

第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、職員就業規則第23条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。第7条において「定年退職者」という。）又はこれに準ずる理由により退職した者の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の125.068
- (2) 11年以上21年未満の期間については、1年につき100分の136.614
- (3) 21年以上25年未満の期間については、1年につき100分の149.122
- (4) 25年以上27年未満の期間については、1年につき100分の182.797
- (5) 27年以上31年未満の期間については、1年につき100分の141.427
- (6) 31年以上35年未満の期間については、1年につき100分の137.5754
- (7) 35年以上の期間については、1年につき100分の75.9884

2 前項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 勤続期間1年以上11年未満の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上16年未満の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上20年未満の者 100分の85

(給料の月額減額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に、給料の月額減額改定（給料の月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までに規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し、又は解雇された理由と同一の理由により退職し、又は解雇されたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規則その他の規則、規程等の規定により、この規則の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第19条第2項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第11条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第19条第2項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた同項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条の3 第3条第1項及び第6条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の4 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 47.709以上 特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額
- (2) 47.709未満 特定減額前給料月額に第6条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の5 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の3	第3条第1項及び第6条	前条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10以内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第6条の
第6条の4各号列記以外の部分	第6条の2第1項	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項
	同項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の4第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10以内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額

第6条の4第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10以内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10以内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の6 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第15条の規定による休職（業務上の傷病及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）、職員就業規則第58条第3号の規定による停職、公立大学法人北九州市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成17年北九大規程第33号。以下「育児休業規程」という。）による育児休業又は公立大学法人北九州市立大学職員配偶者同行休業規程（平成27年北九大規程第1号）による配偶者同行休業その他これらに準ずる理由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 削除
- (2) 第2号区分 5万4,150円
- (3) 第3号区分 4万3,350円
- (4) 第4号区分 3万2,500円
- (5) 第5号区分 2万7,100円
- (6) 第6号区分 2万1,700円
- (7) 第7号区分 零

- 2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
- 4 退職し、又は解雇された者でその勤続期間が5年未満のもの及び第3条に規定する者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。
- 5 第3条第1項及び第6条の2の規定より計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項の規定により退職手当の基本額を計算する者でその勤続期間が10年未満のものについては、退職手当の調整額に相当する部分は、支給しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の7 第4条第2項、第5条又は第6条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条第2項、第5条、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項の規定に該当する者(定年退職者を除く。)のうち、退職時の年齢が55歳以上で別に理事長が定める者に対する同項及び第6条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項各号列記以外の部分	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10以内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10以内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号ア及びイ以外の部分	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10以内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し、又は解雇された理由と同一の理由により退職し又は解雇されたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いたものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数、配偶者同行休業をした期間についてはその月数）を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（非常勤

職員及び臨時的任用職員を除き、北九州市の事務又は事業と密接な関連を有する法人に使用される者（非常勤の者及び臨時に使用される者を除く。）で理事長が特に認めるものを含む。以下この項において同じ。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。）で理事長が特に認めるもの（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの規則による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が職員以外の地方公務員として在職した団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た額に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まれないものとする。

6 前各項の規定により計算した勤続期間が1年未満であるものが、次の各号のいずれかに該当するときは当該職員の勤続期間はこれを1年とする。

(1) 第3条の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、6月以上1年未満

(2) 第4条、第5条第1項又は第6条の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満

7 勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

8 第1項から第5項までの規定及び前項の規定により計算した勤続期間（第3条の規定による退職手当の基本額を計算する場合を除く。）が35年を超えるときは、これを35年とする。

第8条の2 第6条の6及び前条第4項の規定の適用については、育児休業規程第10条の2に規定する育児短時間勤務をした期間は、第6条の6第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての前条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」

とする。

- 3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(他の公立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第9条 職員が、引き続いて他の公立大学法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター（以下「他の公立大学法人等」という。）の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の公立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の公立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は支給しない。

- 2 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の公立大学法人等の職員（非常勤の者及び臨時に使用される者を除く。）で理事長が特に認めるものが引き続いて職員になったときにおけるその者の他の公立大学法人等における引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の公立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の公立大学法人等から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、その期間についてはその者の職員としての引き続いた在職期間には含まれないものとする。

(役員との在職期間の通算)

第10条 職員が、引き続いて役員（本学の役員（非常勤の役員を除く。）。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。

- 2 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第8条第1項、第2項、第3項、第6項、第7項及び第8項の規定を準用する。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第11条 職員の退職において、職員就業規則第27条の規定による解雇予告手当が支給されている場合は、その解雇予告手当はその職員の一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額が当該解雇予告手当の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(第12条から第18条までにおける用語の定義)

第12条 この条から第18条までにおいて、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

懲戒解雇等処分 職員就業規則第58条第5号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が職務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が職務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分を受けて退職した者

(2) 職員就業規則第25条第2項第2号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法(明治29年法律第89号)第98条に規定する公示による意思表示をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されていたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが職務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止めるの必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し職員就業規則第24条の規定による職員に対する懲戒解雇等処分（以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継したものを含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をしたものに対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。
 - (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 行政手続法第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 5 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第

- 1 3条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第13条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行税手続法第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第4項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分

を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込である財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第13条第2項及び第16条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続法第3章第2節の規定は、前項において準用する第14条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第19条 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規則の規定による退職手当は、支給しない。
- 2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められてい

るときは、この規則による退職手当は、支給しない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定により本学の職員となった者の第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、法第61条の規定により、その者の職員としての引き続いた在職期間を本学の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。ただし、その者が北九州市を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- 3 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて北九州市退職手当条例（昭和38年北九州市条例第25号）第1条に規定する職員となった場合は、この規程による一般の退職手当は支給しない。
- 4 法第59条第2項の規定により本学の職員となった者（ただし平成16年4月1日以降の採用者は除く。）のうち、第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が1年以上20年未満の者に対する一般の退職手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により算定して得られる額とする。
- 5 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に給料の月額減額改定（平成19年1月1日以前に行われた給料の月額減額改定で理事長が定めるものを除く。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料の月額が減額前の給料の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による退職手当の算定に係る給料の月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第6条の7第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後平成21年12月31日までの間に新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することにより改正後の公立大学法人北九州市立大学職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。）として退職した場合において、その者についての新規程第2条の4から第6条の7まで及び付則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「新規程退職手当額」という。）がその者の施行日の前日における給料の月額を基礎として、改正前の公立大学法人北九州市立大学職員退職手当規程第3条から第7条まで及び付則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、新規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
- ア 新規程第6条の6の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
- イ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (2) 施行日以後平成19年12月31日までの間に退職した者でその勤続期間が25年未満のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
- ア 新規程第6条の6の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- イ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (3) 平成20年1月1日以後平成21年12月31日までの間に退職した者でその勤続期間が25年未満のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
- ア 新規程第6条の6の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- イ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- 3 基礎在職期間（新規程第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。次項において同じ。）の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成19年1月1日以後の期間に限る。）」とする。
- 4 新規程第6条の6の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成9年1月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成9年1月1日以後の その者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成9年1月1日以後の 基礎在職期間

- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成26年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の公立大学法人北九州市立大学職員退職手当規程（以下「改正後の規程」という。）第3条第1項、第6条第1項、第6条の3並びに第6条の4第1号及び第2号の規定の適用については、改正後の規程第3条第1項第1号中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、同項第2号中「100分の95.7」とあるのは「100分の107.8」と、同項第3号中「100分の139.2」とあるのは「100分の156.8」と、同項第4号中「100分の174」とあるのは「100分の196」と、同項第5号中「100分の139.2」とあるのは「100分の156.8」と、同項第6号中「100分の104.4」とあるのは「100分の117.6」と、改正後の規程第6条第1項第1号中「100分の130」とあるのは「100分の147」と、同項第2号中「100分の142」とあるのは「100分の160」と、同項第3号中「100分の155」とあるのは「100分の174」と、同項第4号中「100分の190」とあるのは「100分の210」と、同項第5号中「100分の147」とあるのは「100分の164」と、同項第6号

中「100分の143」とあるのは「100分の160.5」と、同項第7号中「100分の79」とあるのは「100分の102」と、改正後の規程第6条の3並びに第6条の4第1号及び第2号中「49.59」とあるのは「55.86」とする。

- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における改正後の規程第3条第1項、第6条第1項、第6条の3並びに第6条の4第1号及び第2号の規定の適用については、改正後の規程第3条第1項第1号中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、同項第2号中「100分の95.7」とあるのは「100分の101.2」と、同項第3号中「100分の139.2」とあるのは「100分の147.2」と、同項第4号中「100分の174」とあるのは「100分の184」と、同項第5号中「100分の139.2」とあるのは「100分の147.2」と、同項第6号中「100分の104.4」とあるのは「100分の110.4」と、改正後の規程第6条第1項第1号中「100分の130」とあるのは「100分の138」と、同項第2号中「100分の142」とあるのは「100分の150」と、同項第3号中「100分の155」とあるのは「100分の164」と、同項第4号中「100分の190」とあるのは「100分の195」と、同項第5号中「100分の147」とあるのは「100分の156」と、同項第6号中「100分の143」とあるのは「100分の150」と、同項第7号中「100分の79」とあるのは「100分の94」と、改正後の規程第6条の3並びに第6条の4第1号及び第2号中「49.59」とあるのは「52.44」とする。

付 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。